

## 令和4年度 障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する 調査結果について(詳細版)

厚生労働省が実施した「令和4年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等に関する調査」について、本県に関わる調査結果は以下のとおりでしたので、報告します。

なお、本報告は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下単に「法」という。)第20条に基づく障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況等の公表を兼ねております。

### 【調査目的】

令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)における障害者虐待への対応状況等を把握することにより、今後のより効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

### 【用語解説】

「養護者」とは、

- ・障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等および使用者以外の者

「障害者福祉施設従事者等」とは、

- ・「障害者福祉施設」または「障害福祉サービス事業等」の業務に従事する者

「障害者福祉施設」とは、

- ・障害者総合支援法に規定する障害者支援施設

「障害福祉サービス事業等」とは、

- ・障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〔A型・B型〕、共同生活援助)、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

「使用者」とは、

- ・障害者を雇用する事業主、または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者

### 【留意事項】

構成割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が100%に合わない場合がある。

## 【調査結果】

		令和4年度	令和3年度	令和2年度
養護者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	164件	149件	135件
	虐待判断件数	78件	89件	67件
	被虐待者数	78人	89人	67人
障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	89件	86件	62件
	虐待判断件数	36件	17件	19件
	被虐待者数	43人	34人	19人
使用者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	6件	9件	5件
	虐待判断件数			
	被虐待者数			

※使用者虐待については、県または市町に通報があり、虐待の疑いありとして滋賀労働局長に報告した件数（滋賀労働局において虐待判断が行われますが、件数等は公表されていません）

### 1. 養護者による障害者虐待についての対応状況等

#### (1) 相談・通報対応件数

令和4年度、県内の19市町および県で受け付けた養護者による障害者虐待に関する相談・通報件数は、164件であった。そのうち、市町が受け付けた件数が164件、県が受け付けた件数が0件であった。

#### (2) 相談・通報者（表1）

「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が60件（36.6%）と最も多く、次いで「本人による届け出」が31件（18.9%）、「当該市町行政職員」が24件（14.6%）であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているが、上記割合は相談・通報件数164件に対する割合を記載している。

表1 相談・通報者（複数回答）

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計（実数）
R4年度	件	31	6	3	8	1	60	1	11	24	4	0	18	0	164
	割合	18.9%	3.7%	1.8%	4.9%	0.6%	36.6%	0.6%	6.7%	14.6%	2.4%	0.0%	11.0%	0.0%	-
R3年度	件	21	7	1	5	1	62	3	7	18	6	3	17	0	149
	割合	14.1%	4.7%	0.7%	3.4%	0.7%	41.6%	2.0%	4.7%	12.1%	4.0%	2.0%	11.4%	0.0%	-

（注）割合は、相談・通報件数の総数（R4：164件、R3：149件）に対するもの。

(3) 事実確認の状況 (表2)

市町の対応状況をみると、令和4年度、市町または県において受け付けた相談・通報164件および前年度からの繰越し相談・通報件数21件をあわせた185件のうち、「事実確認調査を行った」が170件(91.9%)、「事実確認調査を行っていない」が15件(8.1%)であった。

事実確認調査を行った事例のうち、法第11条に基づく「立入調査を行った事例」は0件であった。

法第11条に基づく立入調査以外の実事確認調査のうち、「訪問調査により事実確認を行った事例」が125件(67.6%)、「訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例」が45件(24.3%)であった。

事実確認を行っていない事例15件のうち「相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定しているまたは事実確認調査の要否を検討中の事例」が7件であった。

表2 事実確認の実施状況

	R4年度		R3年度	
	件数	割合	件数	割合
事実確認を行った事例	170	91.9%	156	86.7%
法第11条に基づく立入調査により事実確認調査を行った事例	0	0.0%	2	1.1%
(立入り調査のうち) 警察が同行した事例	0	0.0%	0	0.0%
(立入り調査のうち) 警察に援助要請したが同行はなかった事例	0	0.0%	0	0.0%
(立入り調査のうち) 警察に援助要請せず、市町単独で実施した事例	0	0.0%	2	1.1%
法第11条に基づく立入調査以外の方法により事実確認調査を行った事例	170	91.9%	154	85.6%
訪問調査により事実確認を行った事例	125	67.6%	110	61.1%
訪問調査を行わず関係者からの情報収集のみで事実確認調査を行った事例	45	24.3%	44	24.4%
事実確認調査を行っていない事例	15	8.1%	24	13.3%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	5	2.7%	11	6.1%
相談・通報・届出を受理し、後日、事実確認調査を予定しているまたは事実確認調査の要否を検討中の事例	7	3.8%	10	5.6%
他部署等への引継ぎ	3	1.6%	3	1.7%
合計	185	100.0%	180	100.0%

(4) 事実確認調査の結果 (表3)

事実確認の結果、市町が虐待を受けた、または、受けたと思われたと判断した事例(以下「虐待判断事例」という。)の件数は78件であり、事実確認調査を行った件数170件のうち45.9%を占めた。

表3 事実確認調査の結果

	R4年度		R3年度	
	件数	割合	件数	割合
虐待を受けたまたは受けたと思われたと判断した事例	78	45.9%	89	57.1%
虐待ではないと判断した事例	59	34.7%	38	24.4%
虐待の判断に至らなかった事例 ※「養護上なんらかの問題があるが、虐待の事実は確認できなかった」、「養護者の協力が得られず、事実確認調査ができなかった事例」等	33	19.4%	29	18.6%
合計	170	100.0%	156	100.0%

(注) 割合は、事実確認調査を行った総数(R4:170件、R3:156件)に対するもの。

以下については、虐待判断事例 78 件を対象に、虐待の種別・類型、被虐待者の状況および虐待への対応策等について集計を行った。

(5) 虐待の種別・類型 (表 4)

「心理的虐待」が 40 件 (51.3%) と最も多く、次いで「身体的虐待」が 38 件 (48.7%)、「経済的虐待」が 14 件 (17.9%)、「放棄・放置」が 4 件 (5.1%) であった。

※1 件の事例に対し、複数の種別・類型がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計件数は虐待判断事例件数 78 件と一致しない。

表 4 虐待の種別・類型 (複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計(実数)
R4年度	件数	38	2	40	4	14	78
	割合	48.7%	2.6%	51.3%	5.1%	17.9%	-
R3年度	件数	46	1	28	9	20	89
	割合	51.7%	1.1%	31.5%	10.1%	22.5%	-

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数 (R4: 78 件、R3: 89 件) に対するもの。

(6) 虐待の深刻度 (表 5)

各市町の判断では、「重度(生命・身体・生活に関する重大な危機)」に該当するのは 8 件 (9.0%) であった。

表 5 虐待の深刻度 (各市町の判断によるもの)

		重度 生命・身体・生活に 関する重大な危険	中度 生命・身体・生活に 著しい影響	軽度 生命・身体・生活 への影響	合計 (実数)
R4 年度	件数	7	33	58	78
	割合	9.0%	42.3%	74.4%	100.0%
R3 年度	件数	8	33	63	89
	割合	9.0%	37.0%	70.8%	100.0%

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数 (R4: 78 件、R3: 89 件) に対するもの。

(7) 被虐待者等の状況

虐待判断事例 78 件に対し、被虐待者数は 78 人、虐待者数は 84 人であった。以下、被虐待者の属性等について情報を整理した。

ア. 被虐待者の性別および年齢 (表 6、表 7)

性別では「男性」が 27 人 (34.6%)、「女性」が 51 人 (65.4%) であった。

年齢階級別では「20~29 歳」が 23 人 (29.5%) と最も多く、次いで「40~49 歳」が 20 人 (25.6%)、「50~59 歳」が 14 人 (18.0%) であった。

表6 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
R4年度	人数	27	51	78
	割合	34.6%	65.4%	100.0%
R3年度	人数	39	50	89
	割合	43.8%	56.2%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数(R4: 78人、R3: 89人)に対するもの。

表7 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
R4年度	人数	3	23	11	20	14	4	3	0	78
	割合	3.8%	29.5%	14.1%	25.6%	17.9%	5.1%	3.8%	0.0%	100.0%
R3年度	人数	7	23	17	15	21	6	0	0	89
	割合	7.9%	25.8%	19.1%	16.9%	23.6%	6.7%	0.0%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数(R4: 78人、R3: 89人)に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別（複数回答）（表8）

被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が45人（57.7%）と最も多く、次いで「精神障害」が28人（35.9%）、「身体障害」が7人（9.0%）であった。

※ 1人の被虐待者が重複障害を持つ場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数78人と一致しない。

表8 障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計(実数)
R4年度	人数	7	45	28	3	2	0	78
	割合	9.0%	57.7%	35.9%	3.8%	2.6%	0.0%	-
R3年度	人数	19	56	24	6	2	0	89
	割合	21.3%	62.9%	27.0%	6.7%	2.2%	0.0%	-

(注) 割合は、被虐待者数の総数(R4: 78人、R3: 89人)に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分および行動障害の有無（表9、表10）

被虐待者78人のうち、障害支援区分認定済みの者が全体の60.1%を占めていた。認定を受けていない者は39.7%であった。支援区分認定済みの者のうち、「区分3」が16人（20.5%）と最も多く、次いで「区分4」が15人（19.2%）であった。また、行動障害のある者が全体の26.9%を占めていた。

表9 被虐待者の障害支援区分認定済みの者の支援区分

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
R4年度	人数	0	10	16	15	3	3	31	0	78
	割合	0.0%	12.8%	20.5%	19.2%	3.8%	3.8%	39.7%	0.0%	100.0%
R3年度	人数	0	11	16	10	11	12	29	0	89
	割合	0.0%	12.4%	18.0%	11.2%	12.4%	13.5%	32.6%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数(R4: 78人、R3: 89人)に対するもの。

表 10 行動障害の有無

		強い行動障害 (支援区分3、 行動関連項目 10点以上(ま たは程度区分 3、行動関連 項目8点以 上))	認定調査は受 けていない が、強い行動 障害がある	行動障害が ある	行動障害 なし	行動障害の 有無が不明	合計
R4年度	人数	11	1	9	54	3	78
	割合	14.1%	1.3%	11.5%	69.2%	3.8%	100.0%
R3年度	人数	13	1	14	61	0	89
	割合	14.6%	1.1%	15.7%	68.5%	0.0%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数(R4:78人、R3:89人)に対するもの。

エ. 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況(複数回答)(表11)

被虐待者で障害福祉サービス等を利用している者のうち、「障害者総合支援法上のサービス」を利用している者が56人(71.8%)と最も多く、次いで「自立支援医療」が28人(35.9%)、「地域生活支援事業のサービス」が15人(19.2%)であった。

※ 1人の被虐待者が複数のサービスを利用する場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待者数78人と一致しない。

表 11 被虐待者の障害福祉サービス等の利用状況(複数回答)

		障害者総合支援法上のサービス	児童福祉法上のサービス	自立支援医療	地域生活支援事業のサービス	市町村・都道府県が実施する事業	成年後見制度	日常生活自立支援事業	その他	利用なし	不明	合計(実数)
R4年度	人数	56	0	28	15	3	0	4	0	12	0	78
	割合	71.8%	0.0%	35.9%	19.2%	3.8%	0.0%	5.1%	0.0%	15.4%	0.0%	100.0%
R3年度	人数	66	1	19	6	1	2	1	1	14	0	89
	割合	74.2%	1.1%	21.3%	6.7%	1.1%	2.2%	1.1%	1.1%	15.7%	0.0%	-

(注)割合は、被虐待者数の総数(R4:78人、R3:89人)に対するもの。

(注2)「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」は令和2年度分から新規追加した項目

オ. 被虐待者と虐待者との同居・別居の状況(表12)

「虐待者と同居」が70件(89.7%)と、8割を超える者が虐待者と同居している状況であった。

表 12 虐待者との同居・別居の状況

		同居	別居	その他	不明	合計
R4年度	件数	70	8	0	0	78
	割合	89.7%	10.3%	0.0%	0.0%	100.0%
R3年度	件数	69	16	4	0	89
	割合	77.5%	18.0%	4.5%	0.0%	100.0%

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数(R4:78人、R3:89人)に対するもの。

カ. 被虐待者を含む世帯構成（表 13）

「両親」と同居する者が 18 件（23.1%）で最も多く、次いで「その他」が 12 件（15.4%）であった。

表 13 世帯構成

		単身	配偶者	配偶者・子	両親	両親・兄弟姉妹	父	父・兄弟姉妹	母	母・兄弟姉妹	兄弟・姉妹	子	その他	不明	合計
R4年度	件数	6	5	3	18	12	3	3	5	3	4	3	13	0	78
	割合	7.7%	6.4%	3.8%	23.1%	15.4%	3.8%	3.8%	6.4%	3.8%	5.1%	3.8%	16.7%	0.0%	100.0%
R3年度	件数	12	6	4	14	13	4	3	13	4	2	2	12	0	89
	割合	13.5%	6.7%	4.5%	15.7%	14.6%	4.5%	3.4%	14.6%	4.5%	2.2%	2.2%	13.5%	0.0%	100.0%

（注）割合は、虐待判断事例件数の総数（R4：78人、R3：89人）に対するもの。

キ. 虐待者の年齢（表 14）

虐待者の総数は 84 人であり、年齢別階級では、「60 歳以上」38 人（45.2%）と最も多く、次いで「40 歳～49 歳」が 21 人（25.0%）であった。

表 14 虐待者の年齢

		～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
R4年度	人数	0	3	2	21	20	38	0	84
	割合	0.0%	3.6%	2.4%	25.0%	23.8%	45.2%	0.0%	100.0%
R3年度	人数	0	5	6	21	35	30	0	97
	割合	0.0%	5.2%	6.2%	21.6%	36.1%	30.9%	0.0%	100.0%

（注）割合は、虐待者数の総数（R4：84人、R3：97人）に対するもの。

ク. 被虐待者からみた虐待者の続柄（表 15）

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「父」が 31 人（36.9%）と最も多く、次いで「母」が 25 人（29.8%）、「兄弟」が 9 人（10.7%）の順であった。

表 15 被虐待者からみた虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟	姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
R4年度	人数	31	25	8	0	2	0	0	0	9	6	0	0	3	0	84
	割合	36.9%	29.8%	9.5%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	0.0%	10.7%	7.1%	0.0%	0.0%	3.6%	0.0%	100.0%
R3年度	人数	26	27	13	1	4	0	0	0	9	4	1	0	12	0	97
	割合	26.8%	27.8%	13.4%	1.0%	4.1%	0.0%	0.0%	0.0%	9.3%	4.1%	1.0%	0.0%	12.4%	0.0%	100.0%

（注）割合は、虐待者数の総数（R4：84人、R3：97人）に対するもの。

（8）虐待への対応策

ア. 分離の有無（表 16）

虐待への対応として、「被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例」は 17 件（21.8%）であった。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は 51 件（65.4%）であった。

表 16 虐待への対応策としての分離の有無

	R4年度		R3年度	
	件数	割合	件数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	17	21.8%	17	19.1%
被虐待者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)	51	65.4%	56	62.9%
もともと虐待者とは別居の被虐待者数	5	6.4%	11	12.4%
現在対応について検討・調整中の事例	3	3.8%	1	1.1%
その他	2	2.6%	4	4.5%
合計	78	100.0%	89	100.0%

(注1) 割合は、虐待判断事例件数の総数(R4:78人、R3:89人)に対するもの。

(注2)「もともと虐待者とは別居の被虐待者数」は令和2年度分から新規追加した項目

イ. 分離を行った事例における対応の内訳(表 17)

分離を行った事例における対応は、「契約による障害福祉サービスの利用」が4件(23.5%)、「医療機関への一時入院」が4件(23.5%)、「その他」が4件(23.5%)であった。また、分離を行った事例のうち、面会制限を行った事例は3件(17.6%)であった。

表 17 分離を行った事例における対応の内訳

	R4年度		R3年度	
	件数	割合	件数	割合
契約による障害福祉サービスの利用	4	23.5%	6	35.3%
身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	2	11.8%	2	11.8%
障害福祉サービスの利用または措置以外の方法による一時保護	3	17.6%	1	5.9%
医療機関への一時入院	4	23.5%	1	5.9%
その他	4	23.5%	7	41.2%
合計(実数)	17	100.0%	17	100.0%
(分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例)	3	17.6%	6	35.3%

(注) 割合は、分離を行った事例件数の総数(R4:17人、R3:17人)に対するもの。

ウ. 分離を行っていない事例における対応の内訳(表 18)

分離を行っていない事例における対応は、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が39件(76.5%)、「養護者に対する助言・指導」が34件(66.7%)、「その他」が10件(20.0%)であった。

表 18 分離を行っていない事例における対応の内訳(複数回答)

	R4年度		R3年度	
	件数	割合	件数	割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	34	66.7%	32	57.1%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0%	1	1.8%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	9	17.6%	12	21.4%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	7	13.7%	13	23.2%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	4	7.8%	5	8.9%
再発防止のための定期的な見守りの実施	39	76.5%	37	66.1%
その他	10	19.6%	1	1.8%
合計(実数)	51	-	56	-

(注) 割合は、分離していない事例件数の総数(R4:51件、R3:56件)に対するもの。



## エ. 権利擁護に関する対応

権利擁護に関する対応については、「新たに成年後見制度を利用開始済の被虐待者」が2件、「新たに成年後見制度を利用するため手続き中の被虐待者」が0件であり、これらのうち、市町長申立の事例は0件であった。また、「新たに日常生活自立支援事業を利用開始した」は3件であった。

### (9) 虐待等による死亡事例

養護者からの虐待等により被虐待者が死亡した事例はなかった。

## 2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況等

### 2-1 市町における対応状況等

#### (1) 相談・通報対応件数

令和4年度、県内の19市町および県で受け付けた障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談・通報件数は89件であった。そのうち、市町が受け付けた件数が86件、県が受け付けた件数は3件、他都道府県が受け付けた件数は0件であった。

#### (2) 相談・通報者（表19）

「当該施設・事業所の設置者・管理者」が30件（33.7%）と最も多く、次いで「当該施設・事業所職員」が20件（22.5%）であった。

表19 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	教職員・医療関係従事者	相談支援専門員、他の施設・事業所の職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所利用者	当該市町行政職員	警察	運営適正化委員会	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計 (実数)																
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合														
R4年度	件数	12	5.6%	0	0.0%	0	0.0%	16	18.0%	20	22.5%	30	33.7%	2	2.2%	0	0.0%	1	1.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.1%	1	1.1%	7	7.9%	1	1.1%	89	-		
	割合	13.5%	5.6%	0.0%	0.0%	0.0%	18.0%	22.5%	33.7%	2.2%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	1.1%	1.1%	7.9%	1.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
R3年度	件数	13	7.0%	6	2.3%	2	0.0%	0	0.0%	15	17.4%	11	12.8%	18	20.9%	2	2.3%	0	0.0%	5	5.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.3%	8	9.3%	4	4.7%	86	-
	割合	15.1%	7.0%	2.3%	0.0%	0.0%	17.4%	12.8%	20.9%	2.3%	0.0%	5.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	9.3%	4.7%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

(注)割合は、相談・通報件数の総数(R4:89件、R3:86件)に対するもの。

#### (3) 市町における事実確認の状況（表20）

市町の対応状況を見ると、市町が相談・通報を受け付けたもの、県が相談・通報を受け付け市町へ連絡したものと計88件のうち83件（93.3%）で事実確認調査を行った。

市町において事実確認調査を行った事例のうち、「虐待の事実が認められた事例」は42件（47.2%）である。また、「虐待の事実が認められなかった事例」が29件（32.6%）、「虐待の判断に至らなかった事例」が12件（13.5%）であった。

表20 市町における事実確認の状況

	R4年度		R3年度	
	件数	割合	件数	割合
事実確認を行った事例	83	93.3%	76	93.8%
虐待の事実が認められた事例	42	47.2%	23	28.4%
虐待の事実が認められなかった事例	29	32.6%	34	42.0%
虐待の判断に至らなかった事例	12	13.5%	5	6.2%
事実確認調査を行っていない事例	6	6.7%	14	17.3%
相談・通報・届出を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	6	6.7%	1	1.2%
後日、事実確認調査を予定している、または事実確認調査の要否を検討中の事例	0	0.0%	8	9.9%
都道府県へ事実確認調査を依頼	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	5	6.2%
合計	89	-	81	-

(4) 県への報告 (表 21)

令和4年度において、市町から当県に42件の事例について報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が42件であった。

表 21 県が市町から受け付けた報告件数

	R4年度	R3年度
県が市町から報告を受けた虐待の事実が認められた事例	42件	23件

2-2 県における対応状況等

(1) 市町から県へ報告があった事例 (表 22)

令和4年度において、市町から「更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例」と報告があった事例は0件であった。

表 22 市町から報告された事例への県の対応

	R4年度		R3年度	
	件数	割合	件数	割合
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	0	0.0%	0	0.0%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	0	0.0%	0	0.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	0	0.0%	0	0.0%
後日、事実確認調査を予定しているまたは要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	0	0.0%	0	0.0%
合計	0	0.0%	0	0.0%

(注)割合は、更に都道府県による事実確認を行う必要がある事例件数の総数(R4:0件、R3:0件)に対するもの。

(2) 県が直接把握した事例(表 23)

市町から報告があったもの以外に、県が直接、相談・通報を受け付けた事例は3件であった。

表 23 県が直接把握した事例への県の対応

	R4年度		R3年度	
	件数	割合	件数	割合
県で通報等を受け付け市町に連絡した件数	2	66.6%	5	100.0%
県が独自に調査を実施した事例	0	0.0%	0	0.0%
事実確認調査により虐待の事実が認められた事例	0	0.0%	0	0.0%
事実確認調査により虐待ではないと判断した事例	0	0.0%	0	0.0%
事実確認調査を行ったが、虐待の判断に至らなかった事例	0	0.0%	0	0.0%
後日、事実確認調査を予定しているまたは要否を検討中の事例(現在確認中を含む)	0	0.0%	0	0.0%
事実確認調査を行わなかった事例(通報段階で確認できた)	1	33.3%	5	0.0%
合計	3	-	10	-

(3) 虐待の事実が認められた事例件数（表 24）

令和4年度において、県内市町で虐待の事実が認められた事例は36件であった。

（表 20, 21, 24 での「市町から県に報告された虐待が認められた件数」である42件については、被虐待者の支給決定市町ごとに見計上しており、1つの事例に対し被虐待者が複数おり複数の市町にまたがる場合には重複して計上していることから、県内市町で虐待の事実が認められた事例36件とは一致しない。）

表 24 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と認められた事例件数

		市町から県に報告があった虐待認定事例	虐待の事実は認められたが年度内に県へ未報告の事例	市町と県が共同で事実確認を行い、虐待認定した事例	県が直接把握し、虐待認定した事例	合計
R4年度	件数	42	0	0	0	42
R3年度	件数	23	0	0	0	23

2-3 虐待の事実が認められた事例について

虐待の事実が認められた36件に関して、施設・事業所の種別、虐待の種別・類型、虐待を受けた障害者および虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況等については、以下のとおりであった。

(1) 施設・事業所の種別（表 25）

施設・事業所の種別は、「共同生活援助」が最も多く11件（30.6%）、次いで「就労継続支援B型」が7件（19.4%）であった。

表 25 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	R4年度		R3年度	
	件数	割合	件数	割合
障害者支援施設	5	13.9%	4	23.5%
重度訪問介護	1	2.8%	0	0.0%
行動援護	1	2.8%	0	0.0%
療養介護	1	2.8%	0	0.0%
生活介護	5	13.9%	0	0.0%
自立訓練	1	2.8%	0	0.0%
就労継続支援A型	2	5.6%	1	5.9%
就労継続支援B型	7	19.4%	3	17.7%
共同生活援助	11	30.6%	6	35.3%
放課後等デイサービス	2	5.6%	3	17.7%
合計	36	100.0%	17	100.0%

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数(R4:36件、R3:17件)に対するもの。

(2) 虐待の種別・類型 (表 26)

虐待の種別・類型は、「心理的虐待」が 18 件 (50.0%) と最も多く、次いで「身体的虐待」が 14 件 (38.9%) であった。

※ 1 件の事例に対し複数の種別・類型の虐待があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されているため、合計件数は虐待判断事例件数 36 件と一致しない。

表 26 虐待の種別・類型 (複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
R4年度	件数	14	3	18	7	4	36
	割合	38.9%	8.3%	50.0%	19.4%	11.1%	-
R3年度	件数	8	3	9	1	1	17
	割合	47.1%	17.6%	52.9%	5.9%	5.9%	-

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数 (R4: 36件、R3: 17件) に対するもの。

(3) 被虐待者の状況

被虐待者の性別および年齢、障害種別、障害支援区分、行動障害の有無については、以下のとおりであった。

ア. 被虐待者の性別および年齢 (表 27、表 28)

性別は、男性が 29 人 (67.4%)、女性が 14 人 (32.6%) であった。年齢では、「50～59 歳」が 12 人 (27.9%) と最も多く、次いで「20～29 歳」が 8 人 (18.6%) であった。

表 27 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
R4年度	人数	29	14	43
	割合	67.4%	32.6%	100.0%
R3年度	人数	22	12	34
	割合	64.7%	35.3%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数 (R4: 43人、R3: 34人) に対するもの。

表 28 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
R4年度	人数	2	8	7	7	12	3	4	1	43
	割合	4.7%	18.6%	16.3%	16.3%	27.9%	7.0%	9.3%	2.3%	100.0%
R3年度	人数	4	5	7	10	4	0	4	1	34
	割合	11.8%	14.7%	20.6%	29.4%	11.8%	0.0%	11.8%	2.9%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数 (R4: 43人、R3: 34人) に対するもの。

イ. 被虐待者の障害種別 (複数回答) (表 29)

障害種別では、「知的障害」が 32 人 (74.4%) と最も多く、次いで「身体障害」が 13 人 (30.2%)、「精神障害」が 8 人 (18.6%) であった。

表 29 被虐待者の障害種別（複数回答）

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計 (実数)
R4年度	件数	13	32	8	2	0	0	43
	割合	30.2%	74.4%	18.6%	4.7%	0.0%	0.0%	-
R3年度	件数	2	30	4	0	0	0	34
	割合	20.5%	69.2%	20.5%	0.0%	0.0%	0.0%	-

(注) 割合は、被虐待者数の総数(R4:43人、R3:34人)に対するもの。

ウ. 被虐待者の障害支援区分および行動障害の有無（表 30、表 31）

障害支援区分は、「区分4」が12人(27.9%)と最も多く、次いで「区分6」が11人(25.6%)、「区分5」が9人(20.9%)であった。また、行動障害の有無は「①強い行動障害」が15人(34.9%)、「行動障害なし」が17人(39.5%)であった。

表 30 被虐待者の障害支援区分認定済みの者の支援区分

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	なし	不明	合計
R4年度	人数	0	2	4	12	9	11	5	0	43
	割合	0.0%	4.7%	9.3%	27.9%	20.9%	25.6%	11.6%	0.0%	100.0%
R3年度	人数	0	0	2	4	3	19	6	0	34
	割合	0.0%	0.0%	5.9%	11.8%	8.8%	55.9%	17.6%	0.0%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数(R4:43人、R3:34人)に対するもの。

表 31 行動障害の有無

		①強い行動障害 (支援区分3、行動関連項目10点以上 (または程度区分3、行動関連項目8点以上))	②認定調査は受けていないが、強い行動障害がある	③行動障害がある(①②を除く)	行動障害なし	行動障害の有無が不明	合計
R4年度	人数	15	0	10	17	2	43
	割合	34.9%	0.0%	23.3%	39.5%	4.7%	100.0%
R3年度	人数	17	1	3	11	3	34
	割合	50.0%	2.9%	8.8%	32.4%	8.8%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数(R4:43人、R3:34人)に対するもの。

(4) 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の状況

虐待を行った障害者福祉施設従事者等（以下「虐待者」という。）の性別、年齢および職種については、以下のとおりであった。

ア. 虐待者の性別および年齢（表 32、表 33）

虐待者の総数は42名であり、性別は「男性」が31人(73.8%)、「女性」が10人(23.8%)であった。年齢は、「不明」が15人(35.7%)、「60歳以上」が11人(26.2%)であった。

表 32 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の性別

		男性	女性	不明	合計
R4年度	人数	31	10	1	42
	割合	73.8%	23.8%	2.4%	100.0%
R3年度	人数	14	6	1	21
	割合	66.7%	28.6%	4.8%	100.0%

(注)割合は、虐待を行った従事者等数の総数(R4:42人、R3:21人)に対するもの。

表 33 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の年齢

		～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
R4年度	人数	2	3	5	6	11	15	42
	割合	4.8%	7.1%	11.9%	14.3%	26.2%	35.7%	100.0%
R3年度	人数	1	2	3	1	4	10	21
	割合	4.8%	9.5%	14.3%	4.8%	19.0%	47.6%	100.0%

(注)割合は、虐待を行った従事者等数の総数(R4:42人、R3:21人)に対するもの。

#### イ. 虐待者の職種 (表 34)

虐待者の職種は「生活支援員」が13人(31.0%)、「世話人」が8人(19.0%)であった。

表 34 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	R4年度		R3年度	
	人数	割合	人数	割合
設置者・経営者	4	9.5%	0	0.0%
サービス管理責任者	2	4.8%	0	0.0%
管理者	3	7.1%	3	14.3%
医師	0	0.0%	0	0.0%
看護職員	0	0.0%	0	0.0%
生活支援員	13	31.0%	9	42.9%
理学療法士	0	0.0%	0	0.0%
作業療法士	0	0.0%	0	0.0%
言語聴覚士	0	0.0%	0	0.0%
職業指導員	1	2.4%	0	0.0%
就労支援員	1	2.4%	1	4.8%
地域生活支援員(自立生活援助)	0	0.0%	0	0.0%
就労定着支援員(就労定着支援)	0	0.0%	0	0.0%
サービス提供責任者	0	0.0%	0	0.0%
世話人	8	19.0%	5	23.8%
機能訓練指導員	0	0.0%	0	0.0%
相談支援専門員	0	0.0%	0	0.0%
地域移行支援員	0	0.0%	0	0.0%
指導員	3	7.1%	1	4.8%
保育士	0	0.0%	0	0.0%
児童発達支援管理責任者	0	0.0%	0	0.0%
機能訓練担当職員	0	0.0%	0	0.0%
児童指導員	0	0.0%	1	4.8%
栄養士	0	0.0%	0	0.0%
調理員	0	0.0%	0	0.0%
訪問支援員	0	0.0%	0	0.0%
居宅介護従事者	1	2.4%	0	0.0%
重度訪問介護従業者	0	0.0%	0	0.0%
行動援護従事者	0	0.0%	0	0.0%
同行援護従業者	0	0.0%	0	0.0%
その他従事者	5	11.9%	0	0.0%
不明	1	2.4%	1	4.8%
合計	42	100.0%	21	100.0%

(注)割合は、虐待を行った従事者等数の総数(R4:42人、R3:21人)に対するもの。

(5) 虐待の事実が認められた事例への対応状況（表 35-1、表 35-2、表 35-3）

虐待の事実が認められた事例（36 件）について、行った対応は次のとおりである。

市町が行った対応は、「施設等に対する指導」が 26 件、「改善計画書提出依頼」が 18 件、「従事者への注意・指導」が 9 件であった。

それ以外に、事業所指定権限を有する県または大津市が行った権限の行使は、「報告徴収、出頭要請、立入検査」が 2 件であった。

当該施設等における改善措置としては、「改善計画の提出」が 17 件であった。

表 35-1 市町による指導等（複数回答）

(単位:件)

		R4年度	R3年度
市町による指導等	施設等に対する指導	26	13
	改善計画書提出依頼	18	10
	従事者への注意・指導	9	6
	その他	1	3

表 35-2 障害者総合支援法または児童福祉法の規定による権限の行使等（複数回答）

(単位:件)

		R4年度	R3年度
障害者総合支援法または児童福祉法に基づく県および大津市による権限の行使	報告徴収、出頭要請、立入検査	2	2
	改善勧告	0	0
	公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の全部・一部停止	0	0
	指定取消	0	0

表 35-3 当該施設等における改善措置（複数回答）

(単位:件)

		R4年度	R3年度
当該施設等における改善措置(複数回答)	施設等からの改善計画の提出	17	9
	勧告・命令等への対応	0	0
	その他	1	1



### 3. 使用者による障害者虐待について

(1) 市町・県における相談・通報対応件数

令和4年度、県内の19市町および県で受け付けた使用者による障害者虐待に関する相談・通報件数は6件であった。6件はすべて市町が受け付けた。

(2) 相談・通報者(表36)

「本人による届け出」が4件(66.7%)、「相談支援専門員・施設・事業所の職員」が2件(33.3%)であった。

表36 相談・通報者内訳(複数回答)

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療関係者	教職員	相談支援専門員・施設・事業所の職員	就業・生活支援センター	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者	成年後見人等	その他	不明	合計	
		R4年度	件数	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	割合	66.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-
R3年度	件数	3	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9
	割合	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	-

(注)割合は、相談・通報件数の総数(R4:6件、R3:9件)に対するもの。

### 4. 市町・県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市町・県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について、令和4年度末の状況は以下のとおりである。

(1) 市町における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況(表37、表38)

ア. 障害者虐待防止センターの設置・運営状況

障害者虐待防止センター(法32条)については、市町の担当部局が直接担当している市町は全体の94.7%、委託で行っている市町は5.3%であった。

表37 市町における障害者虐待防止センターの設置状況について(令和4年度末)

障害者虐待防止センターの設置状況	直営のみ	該当	
		市町数	18
	構成割合	94.7%	
	委託のみ	市町数	1
		構成割合	5.3%
	直営と委託の両方	市町数	0
		構成割合	0.0%

(注)割合は、市町数19に対応するもの。

イ. 市町における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

市町における障害者虐待防止対応のための体制整備について、令和4年度末の状況は、以下の表38のとおりである。

表 38 市町における体制整備等に関する状況（令和3年度末）

		実施済み	未実施
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	市町数	18	1
	構成割合	94.7%	5.3%
障害者の福祉または権利擁護に関し専門的知識または経験を有し専門的に従事する職員の確保	市町数	18	1
	構成割合	94.7%	5.3%
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	市町数	19	0
	構成割合	100.0%	0.0%
障害者虐待防止について、講演会や市町広報誌等による住民への啓発活動	市町数	13	6
	構成割合	68.4%	31.6%
障害者福祉施設および障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	市町数	17	2
	構成割合	89.5%	10.5%
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組	市町数	16	3
	構成割合	84.2%	15.8%
成年後見制度の市町長申立てが円滑にできるように役所・役場内の体制強化	市町数	12	7
	構成割合	63.2%	36.8%
障害者虐待防止法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との事前の協議	市町数	7	12
	構成割合	36.8%	63.2%
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置をとるために必要な居室確保のための関係機関との事前の調整	市町数	17	2
	構成割合	89.5%	10.5%
緊急時の受入れのための独自の一時保護のために必要な居室の確保	市町数	15	4
	構成割合	78.9%	21.1%
いわゆるセルフネグレクトにより、必要な福祉サービスおよび医療保険サービスを利用していない障害者に対する権利利益の擁護を図るための相談支援事業所など関係機関と連携した対応	市町数	6	13
	構成割合	31.6%	68.4%
障害者虐待防止法に定める虐待者以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受付	市町数	10	9
	構成割合	52.6%	47.4%

(注)割合は、市町数19に対応するもの。

(2) 県における障害者虐待防止対応のための体制整備等の状況（表 39、表 40）

ア. 障害者権利擁護センターの設置・運営状況

障害者権利擁護センター（法 36 条）については、当県では県庁障害福祉課に「滋賀県障害者権利擁護センター」を設置し直営で実施している。

表 39 障害者権利擁護センターの設置状況について（令和4年度末）

		該当
障害者権利擁護センターの設置状況	直営のみ	○
	委託のみ	
	直営と委託の両方	

イ. 県における障害者虐待防止対応のための体制整備等について

当県における障害者虐待防止対応のための体制整備について、令和4年度末の状況は、以下の表40のとおりである。

表40 都道府県における体制整備等に関する状況（令和4年度末）

	実施済み
住民への障害者虐待の相談窓口の周知	○
障害者の福祉または権利擁護に関し専門的知識または経験を有し専門的に従事する職員の確保	○
障害者虐待防止センター等の関係者への障害者虐待防止に関する研修	○
障害者虐待防止について、講演会や都道府県広報誌等による住民への啓発活動	○
障害者福祉施設および障害福祉サービス事業所等に障害者虐待防止法についての周知	○
独自の障害者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	
虐待予防・見守り・早期発見、発生時の対応、専門機関による介入支援のためのネットワーク構築への取組（ネットワーク構築に限らず、既存の自立支援協議会の組織、ネットワークを活用している場合も含む。）	
都道府県警との障害者虐待に関する情報提供、連携に関する事前の協議	
都道府県労働局との障害者虐待に関する予防、対応手順、連携に関する協議	○
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための市区町村、関係機関との事前の調整	
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者に関する問題および養護者に対する支援に関する相談対応および相談を行う機関の紹介等の実施	○
権利擁護センターによる障害者虐待を受けた障害者の支援および養護者に対する支援のため、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助等の実施	○
権利擁護センターによる障害者虐待の防止および養護者に対する支援に関する情報の収集、分析および提供	○
障害者虐待防止法に定める障害者虐待以外、例えば「学校」「保育所」「医療機関」等における虐待に関する相談等の受け付け	○